

第七十八号議案

江戸川区角野栄子児童文学館の指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

令和五年六月十四日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区角野栄子児童文学館の指定管理者の指定について
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定により、江戸川区角野栄子児童文学館の指定管理者を次のように指定する。

<p>名 称</p>			<p>指 定 管 理 者</p>	<p>指 定 の 期 間</p>
<p>江戸川区角野栄子児童文学館</p>	<p>港区台場二丁目二番四号 目黒区下目黒三丁目七番一〇号</p>	<p>魔法の文学館共同事業体N&K 構成員（代表者） 株式会社乃村工藝社 代表取締役 奥本 清孝 構成員 株式会社紀伊國屋書店 代表取締役 高井 昌史</p>	<p>令和五年七月一日から令和十年三月三十一日まで</p>	

（説明）

令和五年七月一日から、新たに江戸川区角野栄子児童文学館の指定管理者を指定する必要があるので、本案を提出いたします。